

放課後児童クラブに対する補助制度（利用料軽減事業）

子育て世代の経済的負担の軽減、仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

保育所



放課後児童クラブ

保育所から小学校に上がっても負担が増加しない仕組み

【目的】

本来放課後児童クラブの利用が必要児童が、利用料の負担を理由に利用を控えることがないよう、支援の拡充を図る。

① 低所得世帯に対する利用料支援

（県：1/2、市町村1/2）

【対象世帯】

要保護世帯・準要保護世帯

【上限額】（H29～）

要保護 1万円/月

準要保護 7千円/月

② 多子世帯に対する利用料支援

（県：1/2、市町村1/2）

【対象世帯】

兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯

【上限額】（H29～）

2人目半額 （5千円/月）

3人目以降全額（1万円/月）

◎多子世帯に対する利用料支援の留意事項

- ・所得制限あり（世帯の市町村民税所得課税額の合計額が169,000円未満）。
- ・市町村において、所得の確認を行う必要があること（前年所得）。
- ・兄弟姉妹が放課後児童クラブに同時に入所・利用していること（兄弟姉妹で別々のクラブを利用している場合も可とする）。
- ・多子世帯でありかつ低所得世帯の場合には、補助基本額の高い「低所得世帯に対する利用料支援」メニューを優先。